

櫛部理事からの報告（釧路における新型コロナ感染症下の困窮者支援現場の取り組み）

櫛部です。釧路市及び釧路管内自立相談支援センターを担っておりますが寄り添いと課題解決の歯車のうち いまは課題解決の歯車を押しているというか、ある意味それに絞つて対応しているのが実際です。

- ① 住居確保給付金は 4 月 20 日の改正後本日で 80 件の相談がありました。釧路ではこれまで年間 10 件もありませんでしたから 8 年分以上が 20 日もしないうちに来ることになります。
- ② 相談者さんの階層はこれまで保護や困窮の世界ではお会いしたことの無い方々がほとんどです。中間層のある部分が決壊したんだと思いました。コロナですから当然にも接客業など人と接触する職種の方が最初にきました。中にはタトゥを商売にしている方もおりました。喫茶店、居酒屋、スナックなどの飲食業、リラクゼーション等の従業員などが来るようになりました。職種はさらに建設業、警備業（空港）、イベントフリーランス、パチンコ店の換金所のおばさん、観光地の売店の店員、旅行コンダクター、バスの運転手、学校給食の配送運転手、ジャスコのテナントの店員などになりました。最近は経営者自身です。スナック、居酒屋、理髪店等々の店主で休業、閉店と言うことになっております。宮本先生がお話しされたように『昨日までバリバリ働いていた方々』で福祉慣れも制度慣れも全くしていない方々ばかりです。宮本先生に触発されてのことで思い出したのですが昭和 40 年代の福祉事務所の先輩 CW 達は生業扶助費を出してスナックをやりたいという女性の職場を作ったそうです。開店には CW が飲みに行つてお祝いしたという話があります。当時も今も余り金額は変わっていないようで昔だからこの金額で（4 万円～7 万円）居抜きの店が借りられたそうです。今じゃその 10 倍以上無いと難しいですが、元のスナック、元の喫茶店に戻ろうとするときこの金額を見直して『生業自立』『生業保護』という考えが有って良いと思います。生活困窮と生活保護の地続きがより必要だと痛感します。

すでに釧路市社協の緊急小口は数百件を超え直に総合貸し付けに移行する方がかなりいてその場合住居確保給付金の対象であることが条件ですからこれから総合の方が押し寄せる案配になっております。

- ③ 私どもは委託先ですが福祉事務所、役所との関係性が極めて大事だと思っております。当初から役場と相談し非接触型の電話による受付をしてきました。釧路市社協の生活福祉資金では受付順番を巡って利用者とトラブルになったという話を聞いていたので電話で申請書送付日を受理日とし検印して送りましたら不満はありませんでした。また階層の違いか理屈を判って頂ける方が少なくなかった印象です。チェックリストに従い該当見込みであれば申請書を郵送し挙証資料等添付して返送してもらうやり方です。本日付の厚労通知では郵送を推奨していますから福祉は面談というカチコチから抜け出さ

ないとならないと思います。

- ④ しかしテレビや新聞などの宣伝は周知力はあるものの正確では無く家賃が満額もらえる、あるいは東京基準と地方の級地基準で違うのだがそこが伝わらない。手間暇かけてもこんなに少ないのか・・何かの足しにする・・という受け止め、がっかり感も半端なくあるようです。
- ⑤ 今後市役所と相談し委託受託ではあるが共同でコールセンターを作ろうと思っております。私たちの職員に CW も加わって臨時の回線も設置して非接触かつ迅速な体制を取りたいと思っています。そうしなければパンクします。すでにパンクしている相談センターが少なくないのです。委託したのだからと役場から放置されているところもあります。また住居確保の予算について 1/4 の地方負担が有るわけですが当初予算を大幅に超過し 6 月補正予算を組む自治体が多いと思います。しかし当初予算のように地方交付税による補填がありません。今般の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でも手当されないことから申請抑制が起きないとも限りません。四国のある市では住居確保利用が一軒も無いと社協から伺いました。仮に財源的なことが理由であれば自治体が困らないように早急に手当をして欲しいと思います。
- ⑥ この住居確保は一時しのぎ、リリーフという側面を無視できません。コロナ下であればなお生活保護の運用理解が鍵になります。4 月 7 日の生活保護に関する通知はこれまでのミーンズテスト資産活用という伝統的な制度運用に加えて一時的な減収に対応した生活保護の弾力的運用・・インカムテスト所得保障に見えるような書きぶりがあります。コロナの長期化においては重要な運用だと私は理解していますが 北海道内のある市の福祉事務所では生活福祉資金から生活保護に案内した社協職員に『申請は受け付けますが帰りには車をお置いて帰ってもらうことになります』と言ったそうで どうも資産活用型保護行政は福祉のアタマでこの現状を考えるために機能していないのではないか・・。家庭訪問控えるように言われている CW 達は 10 万円支給業務に引っ張られているという話も聞きます。また住居確保の相談者さん自身が生活保護への抵抗感は半端なくあります。敗北する、自尊を失うと言うことなのだと思います。そこにも大きなハードルがあります。
- ⑦ 最近はカード会社が保証機能兼ねており入居契約と不可分になっているのです。国交省からは大家さんたちはクレジット外しても支払ってもらえるならという意見はあるそうです。野洲の生水さんの見解は明快です。厚労省が『1 番簡単なのは、クレジットカード払いの場合は、立て替え払い契約である本人名義の口座に振り込むことについて構わない』との事務連絡すれば足りる』と。あと『カード会社の管轄は、経済産業省なので、厚労省ではなく、経済産業省から事務連絡がカード会社にあれば、即応じるのではないかと、思います。登録制なので、経済産業省のいうことは従うので。』と言うことでした。現場としてはどちらでも良いですから判断してもらいたいということです。

- ⑧ 矢継ぎ早に厚労省を始め通知が雨あられ状態です。全国ネットの情報が早いのがとても心強いてす。ついていくのがやっとですが行政サイドの通知転送は数日遅れます。数日違うだけで展開も局面も変わるのです。北海道で言えば政令・中核市を除く32市および町村では、通達を通じて『異変を感じる感度』に相当差があります。コロナ対応型行政になっていないのではないか、従来の福祉をやっているんじゃないか・・ここが当面の目詰まりではないかと思います。

私個人は年齢も年齢、基礎疾患もありますので用心はしていますが皆さんと同じように応接を生業としていますからどうなるモノなのはわかりません。ただ目の前にある助けの求めに誠実に応えていこうと・・ヒロイックにならず淡々といよいよ思いますし音別ふき落団の落にグリーンコープさんにも売りさばいて(^O^)稼ぎまくろうと・・そのような取り組みも平行しながらのどかな時間も過ごそうと思っております。

コロナを通じて包括性に切り開けるかもしれないなと心密かに思えることが良いなと思っております。

一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会副代表
櫛 部 武俊